

墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の業務に係る特別教育テキスト（No.120350）

〈第5版 令和7年4月10日〉

補 足 資 料

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和7年5月に公布されました。テキストに掲載している関係法令の条文について、施行日以降の改正条文を補足内容欄に掲載しますので、ご参照ください。

令和7年6月24日

頁・箇所	第5版（令和7年4月10日）	補足内容
108頁 第4条	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。 令和8年4月1日から施行
109頁 第26条	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 令和8年4月1日から施行
109頁 第27条	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。 令和8年4月1日から施行
110頁 第42条	(譲渡等の制限等) 第42条 (略) (新設) (新設)	(譲渡等の制限等) 第42条 (略) 2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。 3 事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第1項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。 令和9年4月1日から施行
110頁 第59条	(安全衛生教育) 第59条 (略) 2・3 (略) (新設)	(安全衛生教育) 第59条 (略) 2・3 (略) 4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 令和9年4月1日から施行

頁・箇所	第5版（令和7年4月10日）	補足内容
111頁 第62条 の次	(新設)	<p><u>(高年齢者の労働災害防止のための措置)</u></p> <p><u>第62条の2</u> 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>2・3</u> (略)</p> <p>令和8年4月1日から施行</p>
111頁 第119条	<p>第12章 罰則</p> <p>第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>1 (前略) 第20条～第25条まで、(中略)、第42条、(中略)の規定に違反した者</p> <p>2～<u>4</u> (略)</p>	<p>第119条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑[※]又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>1 (前略) 第20条～第25条まで、(中略)、第42条、(中略)、<u>第59条第3項若しくは第4項、(中略)の規定に違反したとき。</u></p> <p>2～<u>5</u> (略)</p> <p>※令和7年6月1日から施行 その他の箇所は令和9年4月1日から施行</p>
111頁 第120条	<p>第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>1 (前略) 第26条、(中略)の規定に違反した者</p>	<p>第120条 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>1 (前略) 第26条、(中略)の規定に違反したとき。</p> <p>令和9年4月1日から施行</p>